第76回国連総会

「核兵器のない世界に向けた共同行動の指針と未来志向の対話」決議(仮訳)

総会は、

- ―核兵器のない世界の実現が国際社会の共通の目標であることを再確認し、
- ―核兵器不拡散条約(NPT)が、国際的な核不拡散体制の礎石であり、相互に強化し合う核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用を追求するための不可欠な基礎であることも再確認し、また、同条約の普遍性の更なる向上への決意を再確認し、
- ―第10回NPT運用検討会議の延期に留意し、同会議の意義ある成果の重要性を強調し、2020年がNPTの発効から50周年の年であったことを記念し、広島と長崎で核兵器が使用されてから76年が経過したことを想起するとともに、それ以降核兵器は使用されていないことを強調し、
- ―NPTの全ての締約国が同条約に基づく核軍縮及び核不拡散に関する自国の全ての義務を遵守する必要性を強調し、1995年NPT運用検討・延長会議、並びに2000年及び2010年NPT運用検討会議の最終文書に含まれるコミットメントの履行の重要性を再確認し、
- ―核兵器のない世界の実現に向けて様々なアプローチが存在すること及び全ての国の間の信頼醸成がこの目標のために不可欠であることに留意し、
- 一国際の安定、平和及び安全を推進する態様で、かつ、全ての者にとっての安全保障が損なわれることなく増大するとの原則に基づき、全ての国が核兵器の全面的廃絶に向けて、更なる実践的なステップ及び効果的な措置をとることの重要性を強調し、
- 一効果的な核軍縮と国際安全保障の向上は、相互に強化し合う態様で追求されるべきであることを強調し、
- ―国際的な核不拡散体制の更なる強化は、国際の平和と安全のために不可欠であることを再確認し、

- ―関係地域の国家間で任意に達成される取決めに基づき、かつ、全会一致で採択された国連軍縮委員会の1999年のガイドラインに従って、適当な場合には、更なる非核兵器地帯を設置することを奨励し、
- ―1995年NPT運用検討・延長会議における決定及び中東決議並びに2000年及び2010年NPT運用検討会議の最終文書の重要性を認識し、地域の国家間で任意に達成される取決めに基づき、かつ、1995年中東決議に従って、中東における核兵器及びあらゆる大量破壊兵器並びにその運搬手段が存在しない地帯の設置への支持を再確認し、
- 一軍縮会議における核兵器その他の核爆発装置に使用する核分裂性物質の生産を禁止する条約に関する即時の交渉開始及び早期の交渉妥結の重要性を強調し、文書CD/1299及び同文書に含まれるマンデートに基づくその交渉の開始並びにNPTの全ての核兵器国が現在まで宣言しているわけではない当該条約の発効までの間のその生産の自発的な停止を支持し、
- ―包括的核実験禁止条約(CTBT)の署名開放から25年が経過したことを想起し、
- ―誤算又は誤解によって核兵器が使用されるリスクを低減することの重要性を 認識し、
- 一核兵器廃絶を達成し、その後これを維持する過程において、遵守の確保のために効果的かつ信頼できる核軍縮検証が果たす不可欠な役割を想起し、特に2019年12月12日の決議74/50に基づく科学・技術専門家会合のコンセプトを含む核軍縮検証に関する事項を更に検討するための政府専門家会合の設置を歓迎し、
- 一米露間の新戦略兵器削減条約(新START)の延長を歓迎し、透明性が示されたことを歓迎する一方で、核兵器国間の更なる透明性のための具体的な行動の重要性を特に強調し、核軍拡競争を防ぎ、核兵器の究極的な廃絶のための道筋を整えることを支援するための効果的な措置に関する、軍備管理対話を誠実に開始し、積極的に取り組む核兵器国の特別な責任を再確認し、
- 一軍縮の目標に向けた取組を支援するための既存の多国間軍縮機関を通じた協調的取組の価値も認識し、

- ―北朝鮮が全ての核兵器及び既存の核計画並びにその他の全ての大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄することを決定する関連する安保理決議を想起し、また、その目標に向けた外交的努力を歓迎し、
- 一軍縮・不拡散教育における、異なる世代、地域及びジェンダーを包含するための取組は、核兵器のない世界の実現に向けた取組を強調し、それに向けた機運を作り出すことに留意し、
- ―核兵器の使用がもたらす壊滅的で非人道的な結末を認識し、
- ―広島及び長崎への指導者及び若者等の訪問を歓迎し、
- ―男女の平等な、完全な、かつ、効果的な参加は、持続的な平和と安全の推進及び達成のために不可欠な要素の一つであることを再確認し、
- ―信頼醸成を通じた具体的な核軍縮措置の実施を更に促進するために、国際社会が共に直ちに行動をとり、未来志向の対話を行う必要があることも再確認して、
- 1 NPTの全ての締約国が、国際的な緊張緩和、国家間の信頼強化、国際的な 核不拡散体制の強化等を通じて、核兵器廃絶という究極的目標にコミットし ており、また、核兵器のない世界の達成に向けて、同条約第6条の規定を含む 全ての面における条約の完全で着実な履行にコミットしていることを再確認 する。
- 2 NPTの全ての締約国に対し、第10回NPT運用検討会議及びその先に向けて、これまでのコミットメントを実行に移すための具体的措置を特定することを要請する。
- 3 共同行動の指針として、特に次のことを奨励する。
- (a) 全ての国、とりわけ核兵器国が、特に、NPTの履行に関して頻繁かつ詳細な報告を行うこと及びこれらの報告に関する議論の機会を提供することにより、透明性及び相互の信頼を向上させる具体的措置を直ちにとること。

- (b) 核兵器を保有する全ての国が、特に誤算又は誤解によって引き起こされる 核爆発のリスクを低減するための行動をとること、また、この目的のために核 のドクトリン及び態勢に関する透明性及び対話、軍事当局間の対話、ホットラ イン並びに情報及びデータの交換に係る努力を含む更なる努力を払うこと。
- (c) 全ての国が、核兵器その他の核爆発装置に使用する核分裂性物質の自発的な生産モラトリアムの宣言及びその維持や軍縮会議における実質的な議論の深化を含め、CD/1299文書及び同文書に含まれるマンデートに基づき、軍縮会議における核兵器その他の核爆発装置に使用する核分裂性物質の生産を禁止する条約の即時の交渉開始に向けたあらゆる努力を直ちに行うこと。
- (d) 包括的核実験禁止条約の附属書2に掲げられ、条約に未だ署名又は批准を行っていない残る8か国を含む全ての国が、他国を待つことなくこれを行うこと、条約の発効を達成するために取り組むこと及び条約の効力発生までの間において、核兵器の爆発実験その他のあらゆる核爆発に関するモラトリアムを宣言すること又は既存のモラトリアムを維持すること、また、包括的核実験禁止条約準備委員会及びその条約の発効に向けた準備への支援を継続すること。
- (e) 全ての国が、国連、軍縮会議、及び核軍縮検証のための国際パートナーシップのようなイニシアティブにおける具体的な取組等を通じて、核軍縮検証への実践的な貢献を継続すること。
- (f) 全ての国が、核軍縮・不拡散教育に対する取組、特に対話プラットフォーム、メンタリング、インターンシップ、フェローシップ、奨学金、モデルイベントやユースグループの活動等を通じた若い世代が積極的に関与できる取組を促進すること。また、全ての国が、指導者、若者その他の人々による、自らの経験を将来の世代に引き継ぐ被爆者(核兵器の使用によって苦しんできた人々)を含むコミュニティや人々への訪問及びこれらとの交流等を通じて、核兵器使用の実相に対する理解を向上させること。
- 4 また、核軍縮を進めるために未来志向の対話を促進する目的で、次のことを 奨励する。
- (a) 核兵器国が、NPT運用検討会議及び準備委員会、軍縮会議、国連総会第 一委員会、及び国連軍縮委員会を含む国際フォーラムにおいて自国の核政策 及び核のドクトリンを明確に説明すること、また、全ての国が、当該核政策及

び核のドクトリンに基づき、双方向の議論を行うこと。

- (b) 全ての国が、科学技術の進展が軍備管理・軍縮・不拡散に及ぼし得る影響 に関する対話を行うこと。
- (c) 全ての国が、核軍縮と安全保障との関係に関する率直な対話を行うこと。
- 5 包括的保障措置協定及び追加議定書を含む国際原子力機関(IAEA)保障 措置の遵守並びに2004年4月28日の安保理決議第1540号を含む関 連する安保理決議の履行等による不拡散に係る義務の遵守等を通じた国際的 な核不拡散体制の強化へのコミットメントを再確認する。
- 6 また、関連する安保理決議に基づく北朝鮮の全ての核兵器及び既存の核計 画並びにその他の全ての既存の大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイ ルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な 放棄の実現へのコミットメント 並びに全ての関連する安保理決議の完全な履行についての全ての加盟国の義 務を再確認し、北朝鮮に対し、NPT及びIAEA保障措置への速やかな復帰 及びこれらの完全な遵守を求める。
- 7 第77会期の暫定議題案に、議題「全面的かつ完全な軍縮」下の小項目「核 兵器のない世界に向けた共同行動の指針と未来志向の対話」を含めることを 決定する。